お知らせ

おとな救急電話相談事業（#7119）の開始について

県では、県民の皆さんからの電話相談に対し、看護師等が救急車要請の要否や応急手当等のアドバイスを実施するおとな救急電話相談事業を平成30年10月1日より開始しました。

急な病気等で不安な場合はご利用ください。

○受付時間
平日（月～土曜日）17:30 ～翌朝9:00
休日（日曜日・祝日・12月29日～1月3日）

○利用方法
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から短縮ダイヤル「#7119」または03-5367-2365へおかけください。

※相談は無料です。ただし通話料は利用者負担となります。

問 本庁 医療保険課医療・年金G
☎52-1111　内線166

いばらき結婚応援パスポート「iPASS（アイパス）」11月22日から配布スタート

県では、社会全体で結婚予定や新婚カップルを応援するため、協賛店で提示すると割引や様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）」の配布を11月22日（木）“いい夫婦の日”から開始しています。

○対 象 者
①おおむね1年以内に結婚を予定しているカップル
②2018年4月1日以降に結婚したカップル

○入手方法
①婚姻届提出時に市民課及び各支所窓口で配布
②専用ホームページから申請書をダウンロードし、郵送で県へ申請
③いばらき結婚応援パスポート「iPASS」アプリからダウンロード
※窓口開庁時間外や県外などで婚姻届を提出する場合、結婚予定のカップルの場合は、②または③の方法で申請してください。

○有効期限
①結婚予定カップル（ピンクのカード）：発行日から1年間
②新婚カップル（ブルーのカード）：結婚した日から1年間
※①と②をあわせて最長２年間有効です。

協賛店及び特典サービス等詳しくは専用ホームページをご覧ください。
【いばらき結婚応援パスポート】
https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/ipass/

問 茨城県少子化対策課企画・結婚支援G
☎029-301-3261

固定資産（家屋）の届出について

固定資産税は毎年１月１日を基準として課税されます。適正な課税を行うためにも、次に該当する場合は、必ず手続きを行ってください。

【家屋を新築・増築したとき】
家屋（居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物）を新築・増築した場合、その翌年度から固定資産税が課税されます。家屋の新築・増築の後、家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】
家屋を取り壊した方は、忘れずに「建物滅失届」を提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがありますので、適正な課税のためにもご協力をお願いします。
また、家屋が登記されている場合は、法務局で滅失の手続きを行ってください。

【未登記家屋の名義変更があったとき】
相続、売買などにより未登記家屋の所有者の名義変更をした場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を提出してください。提出された翌年度から所有者（納税義務者）を変更します。

○提出期限　平成30年12月28日（金）
○提 出 先　本庁税務徴収課または各支所
○持参するもの　印鑑（認印）
※提出書類は提出先窓口に設置のほか、市ホームページからダウンロードできます。

問 本庁 税務徴収課資産税G　☎52-1111　内線235
山支 総合窓口・地域振興G　☎57-2121　美支 総合窓口・地域振興G　☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G　☎56-2111　御支 総合窓口・地域振興G　☎55-2111